

4.水質事故等 (令和5年7月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)									13 (17)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)									-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)									4 (3)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)									1 (8)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)									8 (5)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)									0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)									13 (17)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)									9 (8)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)									4 (1)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)									0 (3)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)									0 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)									0 (2)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)									13 (17)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)									8 (5)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)									3 (4)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)									2 (8)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)									13 (17)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)									0 (2)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)									0 (2)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)									12 (8)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)									13 (13)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)									0 (4)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)									13 (17)
	状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								
② 耐用年数以内		1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)									1 (4)
③ 天災等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
合計		1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)									1 (4)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷等によるもの、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年7月末時点

NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型		事故概要	事故への対応
7月							
1	R5.7.1	3.一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	豪雨災害の被災箇所において、応急復旧として仮設排水管により供用していたところ、異物により管路が閉塞し、仮設排水管の接続部が外れ、汚水が溢水した。	・原因となった異物撤去を行い、仮設排水 管を再接続し溢水を解消。 ・市報や自治会の回覧板により、住民への 注意喚起を実施。

事務連絡
令和5年9月12日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
各市町村下水道担当部長 殿
(上記、都道府県経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部流域管理官付課長補佐

「令和5年度 栄養塩類の能動的運転管理に関するナレッジ共有会議」の開催について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

近年、豊かな海の再生や、生物の多様性の保全に向け、近傍海域の水質環境基準の達成・維持などを前提に、関係機関等の要請に基づき、冬期に下水放流水に含まれる栄養塩類の濃度を上げることで不足する窒素やリンの供給を行う、下水道処理場における「栄養塩類の能動的運転管理」が取り組まれてきているところです。

国土交通省では、令和5年3月に能動的運転管理を実施する際に留意すべき事項等を取りまとめた「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン(案)」を公表しました。

そこで、本ガイドライン(案)についてご紹介させて頂くとともに、今般、「栄養塩類の能動的運転管理」を導入している自治体の皆様の運転管理に関する取り組みなどに関する情報・知見について共有を図ることを目的として、下記のとおりナレッジ共有会議を開催いたします。

つきましては、ご参加を希望の自治体職員等の皆様におかれましては、9月22日(金)までに参加申込みをお願いいたします。

記

1. 開催日時

令和5年10月12日(木) 13:30～17:00 ナレッジ共有会議
令和5年10月13日(金) 9:00～12:00 現地視察

2. 開催場所

○令和5年10月12日(木)
ナレッジ会議：岡山市役所 ほっとプラザ大供 3F 会議室
所在地：岡山県岡山市北区大供2丁目3-16

○令和5年10月13日(金)
現地視察場所：岡東浄化センター
所在地：岡山県岡山市東区升田6-14-11

3. 概要（案）

○令和5年10月12日（木）13：30～17：00 ナレッジ共有会議

- (1) 「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」の概要について（国土交通省）
- (2) 事前アンケート※にて頂いた能動的運転管理に関する課題や質問に対する意見交換
- (3) 栄養塩類の能動的運転管理の取組事例の共有（自治体）
※栄養塩類の能動的運転管理に関するナレッジ共有会議開催に係るアンケート調査（令和5年6月28日付事務連絡）

○令和5年10月13日（金）9：00～12：00 現地視察

現地視察場所：岡東浄化センター

注) ①上記において、参加費用は無料ですが、旅費は各自負担となります。

②2日目に予定しております現地視察の岡東浄化センターへの移動手段は、事務局にて手配予定です。

③概要（案）の予定は、若干前後する可能性があります。お帰りの交通機関は時間に余裕を持ってご予約下さい。

④1日目だけのご参加も可能です。

4. 費用

参加費：無料（旅費は各自負担）

5. 問合せ先

【会議趣旨】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 計画係長 西村

TEL：03-5253-8432 e-mail：nishimura-y279@mlit.go.jp

【会議事務局】

・公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第一部 岩谷

TEL：03-5228-6597 e-mail：f-iwaya@jiwet.or.jp

・株式会社 日水コン 下水道事業部 事業マネジメント部 占部

TEL：06-6339-7429 e-mail：urabe_s@nissuicon.co.jp

6. 参加申込み

下記 e-mail 宛に別紙「参加申込書」を送付してください。

なお、Web 参加につきましては、接続上限（100 アカウント）を超過する申し込みがあった場合は、大変申し訳ございませんが、能動的運転管理導入済み自治体等を優先させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

【申込書送付先】 公益財団法人 日本下水道新技術機構 岩谷

e-mail：f-iwaya@jiwet.or.jp

7. 参加申込み期限

令和5年9月22日（金）17時 までに上記送付先にメールにてお申し込み下さい

以上

(地方整備局等下水道担当課長経由)
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
下水道国際・技術室 下水道国際推進官

「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」の募集について（周知）

下水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
国土交通省では、下水道全体の脱炭素化の推進に向け、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」実施要綱の施行について」（令和 4 年 10 月 19 日付け国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知）の通り、実施要綱を定め、令和 4 年度に 3 計画を登録したところです。

今年度の登録申請受付期間については以下の期間としますので、積極的な応募の検討をお願い申し上げます。

なお、登録にあたっては、円滑な登録手続きを進めるためにも、本省との事前調整を終えた上で登録申請がされるようお願いいたします。

受付期間は、原則として下記の期間としますが、特段の理由によりこれに間に合わない場合については、個別にご相談ください。

都道府県下水道担当部（局）におかれましては、貴管下の下水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

記

1. 受付期間

募集期間：令和 5 年 9 月 20 日（水）～11 月 22 日（水）

2. 申請先／問い合わせ先

下水道部下水道企画課下水道国際・技術室 工藤、伊波

TEL:03-5253-8427 E-mail : kudoh-m2f3@mlit.go.jp , iha-s2a9@mlit.go.jp

(※電子メール等での申請も可。)

3. その他

様式は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部のホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000786.html

事務連絡
令和5年9月20日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当課長 殿
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路施設の老朽化対策の実施について

国土交通省では、下水道管路の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成27年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、すべての下水道施設について、その構造等を勘案して適切な時期に点検を行うこと、点検等により施設に異状があることを把握したときは効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講ずること等を規定するとともに、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きい下水道管路施設については、5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うこと、点検を行った場合には点検の結果等を記録して次に点検を行うまでの期間保存することを規定し、適切な施設管理の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、今般、会計実地検査において、下水道法等に基づく点検の実施について、腐食するおそれ大きい下水道管路施設を適切に把握していなかったり、腐食するおそれ大きい下水道管路施設の点検を行っていないなかったり、点検等の結果を記録し保存していなかったりしている事態や、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、判定後5年以上修繕等を行っていないなどの事態が確認された。

については、各下水道管理者において、下水道法等の規定を改めて確認するとともに、上記の事態を踏まえて、下記のとおり適切に対応されたい。

記

1. 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の把握と点検の実施について

「下水道法に基づく事業計画の運用について」（令和3年11月1日国水下水事第28号）において、下水道法第4条又は同法第25条の23に基づき下水道施設を設置しようとする事業主体が策定する必要がある事業計画の管渠調書では、主要な管渠における下水道法等に定める点検を行うためのマンホール数を記載することとなっているが、下水道法施行令第5条の12第1項第3号に規定する腐食するおそれ大きい下水道管路施設については、主要な管渠以外も対象であるため、改めて対象となる施設を適切に把握するとともに、5年に1回以上の適切な頻度での点検を確実に実施すること。

また、下水道法等が改正された平成 27 年以降、腐食するおそれ大きい下水道管路施設について、1 回も点検を行っていない場合は速やかに点検を行うことについて検討すること。

なお、点検を行った場合には、下水道法施行規則第 4 条の 5 第 2 項第 2 号に規定しているとおり、点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果を記録し、次に点検を行うまでの期間保存すること。

2. 緊急度Ⅰと判定した下水道管路施設の修繕等の実施について

点検の結果、損傷や腐食その他の異状が確認された箇所については、テレビカメラなどによる調査、診断から劣化の度合いを確認し、緊急度Ⅰとなった箇所については、速やかに措置する等、緊急度判定に従い修繕・改築を実施すること。

腐食するおそれ大きい下水道管路施設に限らず、すべての下水道管路施設における緊急度Ⅰの施設の状況や修繕等の具体的な実施時期について、別紙の調書により確認するため、都道府県にて管内地方公共団体分をとりまとめの上、令和 5 年 10 月 13 日（金）までに提出をお願いします。また、必要に応じて、調書の回答内容について詳細に確認する予定であるので、対応をお願いします。なお、本調書は来年度以降も継続して確認していく予定である。

以上

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 262 について
（令和5年8月分）

1. 維持管理作業事故

令和5年8月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は3件増加しました。

負傷事故の事例として、作業のためマンホール内に入孔し中間スラブに降りた際に、下段移動用のスラブ蓋部分が劣化により破損し、マンホール最下段まで落下し負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和5年8月は9件（死亡：0件、負傷：4件、物損：5件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は3件増加しました。

負傷事故の事例として、除塵機更新工事に伴う基礎コンクリートの型枠作業において、型枠を機器の凹凸に合わせる必要があったことから、グラインダーを使用し型枠を削って凹凸調整していたところ、グラインダーが弾かれ、左手首と左ひざを負傷する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和5年8月は2件（水質事故：1件、その他案件：1件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件減少しました。

水質事故の事例として、ポンプ場で警報等の動作テストを実施した際に、警報と連動し流入ゲートが閉鎖することを認識しておらず、ゲートが閉鎖したままとなり近傍のマンホールから汚水が溢水する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事務担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

上村 : uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 5 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 5 年 8 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和5年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)	14 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)	14 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)								—	—
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)								0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)								19 (23)	19 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)								19 (28)	19 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)								—	—
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)								0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)								33 (37)	33 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)								33 (42)	33 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)								—	—

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和5年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)								5 (5)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)								2 (3)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)								6 (6)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								0 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)								1 (2)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)								9 (4)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								2 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)								2 (3)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (13)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)								8 (3)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)								1 (5)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								3 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)								0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)								0 (2)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)								2 (3)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)								2 (3)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)								11 (10)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)								11 (10)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)								14 (14)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)								- -

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和5年8月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
8月										
1	R5.8.7	2. 政令市	処理場	①墜落・転落	処理場内の高圧電気室内において、日常点検を終え、室内の照明スイッチを消そうとした際にバランスを崩し、不自然な姿勢で入口土間に左足で着地した際に負傷した。	・応急対応として、事故発生箇所に注意喚起看板を貼付した。 ・照明スイッチの付近に入口土間があるため、スイッチの位置を高圧電気室入口側に移設予定。	自治体職員 (嘱託職員)	70	男	左膝外側半月板損傷
2	R5.8.22	1. 都道府県	処理場	①墜落・転落	汚泥棟返流水槽内で脚立に登り、汚泥配管の仕切弁を取り外す作業を行っていたところ、汚泥配管内に溜まっていたガスが噴出し、ガスの勢いにより脚立から転落し負傷した。	・予め危険予知を徹底し、可能な場合は、配管内のガス抜きやドレンを実施する。 ・また不安定な足場や高所作業となる場合には、安定した足場を構築し墜落制止用器具の装着を徹底する。	委託業者	55	男	左手首開放骨折及び左股関節骨折
3	R5.8.23	1. 都道府県	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	焼却炉棟にある、し渣コンベアで作業を行っていたところ、右腕をコンベアに巻き込んでしまい負傷した。	原因調査中及び再発防止策検討中	委託業者	30	男	右肘脱臼骨折、右胸骨圧迫骨折、動脈切断
4	R5.8.24	1. 都道府県	マンホール	①墜落・転落	流量計調査のためマンホール内に入孔し、中間スラブに降りた際に安全帯を掛けようとしていたところ、スラブに設置していたFRP製蓋の蓋受け部が経年劣化により破損し、マンホール最下部までの約4mを落下し負傷した。	当該施設の緊急修繕を行うとともに、その他のスラブ蓋部においても経年劣化が進んでいないかどうか点検を実施する。	委託業者	27	男	腰椎椎体骨折、高エネルギー外傷
5	R5.8.25	3. 一般市	処理場	①墜落・転落	移動式汚泥脱水車による脱水作業用に、現場にて汚泥搬送コンベアの組み立て作業を行っていたところ、コンベアと頭上アーム部のチェーンブロックを接続する際、車両後部の作業用ステップ床面によって作業をしていたが、床面を踏み外し転倒により負傷した。	車両の作業床面を使用しないこととし、頭上作業等を行う場合には、複数名で脚立等を保持し作業を行うよう作業手順を見直した。	委託業者	63	男	右肩甲骨ヒビ



: 死亡事故



: 負傷事故

3.工事事務
(令和5年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)								8 (7)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)								16 (14)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)								16 (17)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)								1 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)								41 (42)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)								27 (22)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)								2 (6)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)								0 (2)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)								3 (3)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)								7 (5)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)								2 (4)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)								41 (42)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)								0 (5)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)								0 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)								19 (23)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)								4 (5)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)								4 (9)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)								2 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)								3 (2)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)								1 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)								1 (1)
	7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (2)
	8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)								21 (14)
	12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)								21 (14)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)								40 (42)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)								0 (5)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)								21 (23)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)								21 (28)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)								- -

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和5年8月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
8月										
1	R5.8.4	3.一般市	4.管きよその他	荷下ろし作業	4tダンプから覆工板を荷降ろしする際に、罹災者が荷台へ上がり玉掛補助を行っていたところ、重機による吊り上げに伴い退避するにあたり、荷台よりバランスを崩し、肩から地面へ落下し(高さ1.50m)右鎖骨を負傷	土場内	1.墜落・転落	42	男	右鎖骨骨折
2	R5.8.21	3.一般市	1.管きよ開削	土留工	土留め作業時において、土留めを吊上げた状態でバックホウを前進させた際に、オペレーターの死角に入った作業員の左足をローラーにて挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	74	男	左足首負傷
3	R5.8.21	3.一般市	5.処ボ土木建築	型枠工	除塵機更新工事に伴う基礎コンクリートの型枠作業において、型枠を除塵機器の凹凸に合わせる必要があったため、グラインダーを使用し型枠を削って凹凸調整していたところ、グラインダーが弾かれ誤って左手首と左ひざを切創した	現場内	4.切れ・こすれ	75	男	左手前腕部の創傷、左ひざ創傷
4	R5.8.21	2.政令市	1.管きよ開削	掘削作業	地山の土質が軟岩であったことからエアブレイカーを使用し破碎しながら掘削作業を行っていたところ、当初想定していた位置とは異なる箇所にガス管が埋設されていたことから、誤ってエアブレイカーでガス管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
5	R5.8.26	2.政令市	1.管きよ開削	掘削作業	下水道取付管布設施工のため、ガス埋設位置マーキングを確認した上、手掘り先行でバックホウによる掘削作業を行っていたところ、BH0.2m3のバケットがガス供給管を誤って破損したものの	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
6	R5.8.28	1.都道府県	1.管きよ開削	舗装版剥ぎ取り作業	バックホウによる既設舗装版の剥ぎ取り及び積み込み作業中において、作業員(負傷者)が作業範囲に進入し、バックホウの背後を横切った際に、転倒したがバックホウの操作員からは死角となっていたことから、転倒した作業員に気づかず、そのまま機械を後退させてしまいキャタピラと地面に足が挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	52	男	足の負傷
7	R5.8.30	1.都道府県	1.管きよ開削	掘削作業	汚水ます取付管入替施工において、バックホウにて地山土砂の積み込み作業を行っていたところ、バケットを堀穴の中に入れ、バケットを動かした際にバケット底部がガス供給管(φ30mm)と接触し、損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
8	R5.8.29	2.政令市	1.管きよ開削	掘削作業	下水道取付管布設替施工のため、ガス埋設位置マーキング及びガス管理設図を確認した上、手掘り先行でバックホウによる掘削作業を行っていたところ、当初マーキング位置と異なる箇所にガス供給管が埋設されており埋設シートも設置されていなかったことから、バックホウによりガス供給管φ30mmを破損。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
9	R5.8.31	1.都道府県	1.管きよ開削	掘削作業	汚水ます取付管取替作業において、バックホウで掘削を行っていたところ、ガス供給管φ30の直上にあったガラを誤って押し込んでしまい、ガス供給管φ30を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損

:死亡事故

:負傷事故

:物損事故

4.水質事故等 (令和5年8月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)								15 (20)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)								-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)								4 (4)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)								2 (8)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)								9 (7)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)								15 (20)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)								9 (8)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)								5 (1)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)								1 (5)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								0 (4)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)								0 (2)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)								15 (20)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)								9 (6)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)								3 (5)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)								3 (9)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)								15 (20)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								0 (3)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)								0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)								13 (9)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)								14 (16)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)								1 (4)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)								15 (20)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)								1 (4)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)								1 (4)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷等または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年8月末時点

NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型		事故概要	事故への対応
8月							
1	R5.8.1	2.政令市	処理場	その他案件	—	処理場内の下水汚泥固形燃料化施設における固形燃料の貯留用リサイクルホッパ内部で火災が発生した。	・即日消防による消火が行われ、被害施設の修繕を実施予定。 ・原因調査の結果、粉体汚泥がリサイクルホッパ内に異常堆積し、蓄熱により自然発火したことが判明した。 ・ホッパ内にレベルスイッチの設置と、ホッパ上部に散水機能を追加する予定。 ・ホッパ入口に設置していた温度計を、出口に移設し異常な温度上昇を早期検知できるよう監視体制の強化を図った。
2	R5.8.7	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	ポンプ場内において、ポンプ井高水位警報の動作テストを実施したが、警報と連動し流入ゲートが閉まることを作業員が認識しておらず、流入ゲートを閉めたままにしまい、近傍のマンホールから汚水が溢水した。	・事案発生当日にゲートの開操作を行い、溢水を解消した。 ・再発防止対策として、作業時チェックリストを作成し、ゲート開閉状況等も含め作業後のプラント内状況を記録することとした。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 2 9 日

各都道府県下水道主管課長 殿
各政令指定都市下水道主管部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

公定規格「菌体りん酸肥料」の新設について

平素より下水道行政の推進について、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 5 年 9 月 1 日付で農林水産省消費・安全局より「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等」が公布されました(10月1日施行)。本告示等の施行に伴い、下水汚泥由来肥料(コンポスト、乾燥汚泥、焼却灰等)のうち、りん酸全量を1.0%以上保証される等の規格を満たしたものについて、「菌体りん酸肥料」として登録出来るようになります。これにより登録された肥料は、他の肥料原料との混合により不足する成分を補うなど、多様なニーズに応じた肥料の生産が可能となるため、下水汚泥資源の肥料としての利用可能性が広がることが期待されます。(別紙1参照)

各下水道事業者におかれては、公定規格「菌体りん酸肥料」も積極的に活用し、「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」(令和5年3月17日付け国水下企第99号)及び「下水汚泥資源の肥料利用の拡大について」(令和5年3月24日付け国水下企第100号)に基づき、下水汚泥資源の肥料としての最大限の利用に向けて引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

○本通知について

国土交通省水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課

企画専門官 末久、 資源利用係長 吉松 TEL: 03-5253-8803

○新たな公定規格(菌体りん酸肥料)について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

肥料企画班・肥料検査指導班 TEL: 03-13502-5968

○菌体りん酸肥料としての肥料登録に向けた事前相談及び品質管理計画の大臣確認について

別紙2参照

肥料成分を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）について

※農林水産省HP（https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kintairinsan.html）より抜粋
（10月以降、菌体りん酸肥料に関するパンフレット及び解説が上記URLに掲載される予定です。）

- 安定的に農業生産を続けていくため、下水汚泥資源などの国内資源の利用拡大を図ることが重要。
- 現行の汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、肥料成分の保証ができず、他の肥料との混合も認められていない。
- このため、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、品質管理が徹底され肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）を創設することとし、手続きを進めているところ（令和5年10月1日施行）。菌体りん酸肥料は、肥料成分が保証できることで、他の肥料の原料として使用することもできる。
- なお、菌体りん酸肥料については、現行の汚泥肥料と同様に、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみ登録を行い、流通が認められる。

菌体りん酸肥料に係る安全性や品質の確保

現行の汚泥肥料と同様に、

- ✓ 製品中の重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみを登録し、流通を認める
- ✓ 流通後も立入検査によって、公定規格への適合性等を確認

加えて、

- ✓ 原料の管理、年4回以上の肥料の分析、教育訓練等を位置づけた品質管理計画に基づき製造する必要

菌体りん酸肥料で登録することによるメリット

- ✓ 施肥設計がしやすい、肥料成分を保証可能な肥料を生産することができる。
- ✓ 登録肥料の原料や指定混合肥料の原料として使用することができ、不足する成分を他の肥料で補うなど、多様なニーズに応じた肥料の生産が可能となる。
- ✓ 年4回以上の成分分析が義務付けられるため、品質管理がさらに徹底されている肥料として認識してもらえる。

菌体りん酸肥料としての肥料登録に向けた事前相談及び品質管理計画の大臣確認について

下記、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）肥料窓口までお問い合わせください。

センター名	電話番号	業務区域
本部 肥飼料安全検査部 肥料管理課	050-3797-1854	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
札幌センター 肥飼料検査課	050-3797-2716	北海道
仙台センター 肥飼料検査課	050-3797-1893	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
名古屋センター 肥料検査課	050-3797-1901	岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井
神戸センター 肥料検査課	050-3797-1914	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
福岡センター 肥料検査課	050-3797-1920	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

電話受付時間：午前9時～12時／午後1時～5時

（土・日・祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く）

事 務 連 絡
令和5年10月3日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

樋門等の点検におけるデジタル原則を踏まえた対応について

デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、昨年12月デジタル臨時行政調査会において、国が定める法令・通知等による規制を対象として「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されたところである。

当該工程表のうち「下水道法施行令第18条第3号」及び「下水道法施行規則第4条の5第2項」についてはデジタル技術の活用について明示されていないことを理由として、対応が必要とされた。

このような指摘を踏まえ、各条項の取扱いを下記の通りとしたので適切に対応されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

記

公共下水道、流域下水道及び都市下水路の樋門等の点検については、これらの条項の規定上、デジタル技術の活用について明示されていないが、遠隔監視システム等を活用した目視点検などのデジタル技術の活用を妨げるものではなく、各条項で規定される点検等が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することは可能である。

以上

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 263 について
（令和5年9月分）

1. 維持管理作業事故

令和5年9月の事故報告はありませんでした。昨年の同期間と比べ事故総件数は3件減少しました。

2. 工事事故

令和5年9月は10件（死亡：0件、負傷：6件、物損：4件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は3件増加しました。

負傷事故の事例として、下水道管布設替え工事における仮設配管撤去作業時において、掘削深1.3m程度で露出した仮設配管を切断するため、作業員が掘削穴に入りエンジンカッターを用いて管を切断しようとした際に、掘削深が浅く土留めを設置していなかったことから側面の土砂が崩れ、土砂がエンジンカッターを押したのち、刃が作業員の足に当たり負傷する事故が発生しました。

また物損事故の事例として、下水道開削工事において、台帳図面および現地立会のもと、既設水道管が支障しないことを工事着手前に確認済みであったが、掘削したところ台帳図面にも記載されていない古い水道管が施工範囲内に埋設されていたことから、誤って水道管を破損し、それに伴い一部地域において断水（1,540世帯）が発生しました。

3. 水質事故等

令和5年9月は4件（水質事故：4件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は4件増加しました。

水質事故の事例として、飲食店から排出されたと想定される油脂分により、污水管が閉塞し、近傍のマンホールから污水が溢水する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

上村 : uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 5 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 5 年 9 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和5年9月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)	14 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)	14 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)							—	—
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)							0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)							25 (31)	25 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (8)							25 (36)	25 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)	25 (36)							—	—
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)							0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)	6 (11)							39 (48)	39 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)	6 (11)							39 (53)	39 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)	39 (53)							—	—

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和5年9月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (2)							5 (7)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)							2 (3)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)	0 (1)							6 (7)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)							0 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)							1 (3)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)	0 (2)							9 (6)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							2 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)							2 (3)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (16)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)	0 (0)							8 (3)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)							1 (6)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)							1 (2)
	5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)							3 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)							0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)							0 (2)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)							2 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)							2 (4)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)							11 (12)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)							11 (12)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)							14 (17)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)							- -

※()書きは、前年度(令和4年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.工事事務
(令和5年9月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)	3 (1)							11 (8)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)	1 (2)							17 (16)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)	5 (5)							21 (22)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)							2 (4)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (1)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)							51 (51)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)	7 (7)							34 (29)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)							2 (7)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)							1 (3)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)							5 (3)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)							7 (5)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)							2 (4)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)							51 (51)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)							0 (5)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)							0 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)							25 (31)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	1 (2)							5 (7)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)	0 (0)							4 (9)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)							4 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)							5 (2)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)							2 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)							1 (1)
	7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (2)
	8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)							1 (3)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							1 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)							1 (3)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)							0 (2)
	物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)							25 (15)
	12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)							25 (15)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)	10 (9)							50 (51)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)							0 (5)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (9)							27 (32)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (9)							27 (37)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)	27 (37)							- -

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
9月										
1	R5.9.6	4.町村	1.管きょ開削	切断作業	下水道管布設替え工事における仮設配管撤去作業時において、掘削深1.3m程度で露出した仮設配管を切断するため、作業員が掘削穴に降りエンジンカッターを用いて管を切断しようとした際、掘削深1.5m未満であり土留めを設置していなかったことから掘削穴の側面が崩れ、崩れた土砂にカッターが押されたのち、刃が足に当たり負傷した。	現場内	4.切れ・こすれ	46	男	足の開放骨折(全治不明)
2	R5.9.7	3.一般市	1.管きょ開削	土留め工	下水道管渠開削工事における掘削及び簡易土留設置作業において、土留め設置後の状況を確認中に、現地盤から約4.5m下の掘削床付け面に、簡易土留めに接触しながら転落し負傷した。	現場内	1.墜落・転落	64	男	頭部裂傷、頸椎脱臼骨折に伴う頸椎損傷、右橈骨(とうこつ)骨折、肋骨骨折、胸骨ひび
3	R5.9.8	1.都道府県	5.処ボ土木建築	取壊し作業	コンクリートの取り壊し作業中に、使用していたコンクリートブレーカーを足に落としてしまい負傷した。	現場内	3.飛来・落下	21	男	右足人差し指骨折
4	R5.9.12	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	既設汚水マンホール撤去時における掘削作業において、ガス管理会社と事前に立会・マーキングを実施していたため掘削範囲にガス管が露出しないと想定しており、当日のガス管理会社の立会が行っていなかったが、実際に掘削したところ掘削範囲にガス管が埋設されており、バックホウ(BH0.1)のバケットが宅内へのガス供給管と接触し、ガス管を破損	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
5	R5.9.13	3.一般市	1.管きょ開削	汚水ます設置工	汚水ます設置作業において、立上り管(VUφ200)をベピーサンダーにて切断し、手首をマジックテープで固定する手袋を使用し開先作業をしていたところ、マジックテープの固定に不備があったことから左手手袋の裾付近が巻き込まれ、左手平及び手首付近を負傷した。	現場内	4.切れ・こすれ	66	男	左手平及び手首付近の切傷
6	R5.9.14	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削作業	取付管及びますの布設替えのため掘削を行っていたところ、バックホウにてガス供給管(管径25mm、土被り0.45m)を損傷した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
7	R5.9.15	2.政令市	3.管きょシールド	片付け作業	夜間作業終了後の片付け作業時において、被災者が現場内に設置してあった産廃ボックスにスポンジを投棄した際に、飛散防止ネットのサイズが大きく、地面に垂れ下がってしまい足に引っ掛かる状態となっていたことから、飛散防止ネットに両足をひっかけて転倒し負傷した。	現場内	5.転倒	59	男	右大腿骨転子部骨折
8	R5.9.19	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削作業	公共汚水ます及び取付管撤去のための掘削作業中において、作業幅を確保するために既設下水道施設周りをバックホウにて掘削していたところ、誤ってガス供給管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
9	R5.9.26	3.一般市	1.管きょ開削	開削作業	下水道開削工事において、工事着手前に水道管の有無について台帳図面および現地立会のもと問題ないことを確認していたが、施工範囲内に台帳図面にも記載されていない古い水道管(Φ150)が埋設されていたことから、誤って水道管を破損し一時断水(1,540世帯)	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	水道管破損(Φ150)1540世帯で断水
10	R5.9.27	3.一般市	5.処ボ土木建築	はつり作業	現場盤基礎(900mm×610mm×H150mm)の型枠解体作業中において、基礎グラウト片又は型枠片(数mm程度)が飛散し、近くで作業を確認していた現場巡視中の被災者(元請職員)の右眼に入り負傷した。	現場内	3.飛来・落下	27	女	右眼眼窩内異物、眼球破裂 等

:死亡事故

:負傷事故

:物損事故

4.水質事故等 (令和5年9月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)							19 (20)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)	19 (20)							-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)							5 (4)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)							2 (8)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (0)							12 (7)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)							19 (20)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (0)							10 (8)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)							7 (1)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)							1 (5)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)							1 (4)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (2)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)							19 (20)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)							10 (6)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (0)							6 (5)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)	0 (0)							3 (9)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)							19 (20)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)							0 (3)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)							0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)							3 (0)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (0)							15 (9)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)	4 (0)							18 (16)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)							1 (4)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)							19 (20)
	状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
② 耐用年数以内	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)							1 (4)	
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)	
合計	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)							1 (4)	

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年9月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
9月							
1	R5.9.8	1.都道府県	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホール内の管路に設置された空気弁に支障物が混入し、空気弁が常時、開状態となり、汚水が流出しマンホールより溢水した。	・応急対応として、公共下水道へ水替を行い、その間に予備の空気弁と取替を行い、復旧を完了した。
2	R5.9.10	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	飲食店から排出された油脂類により管路閉塞が起こり、近傍のマンホールより汚水が溢水した。	・当日中に閉塞原因物質である油脂類を除去し、溢水を解消した。 ・上流側にある飲食店の除害施設の確認と指導を実施した。
3	R5.9.20	3.一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	紙のリサイクル工場において、生産量調整に伴い沈殿施設に一時的に負荷が掛かり、処理機能が低下し、処理水の放流先となる雨水幹線に未処理水が流出した。	・当日中に原因者が流出防止措置を取り、流出を停止した。
4	R5.9.27	3.一般市	ポンプ場	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	産業廃棄物事業者の敷地より、油が敷地外へ流出し、道路側溝と雨水幹線を経由し、ポンプ場へ流入、河川へ流出した。	・応急対応として、オイルフェンス、マット等の流出防止措置を実施。 ・原因者に指導を実施。

各都道府県下水道担当部 御中
各政令指定都市下水道担当部 御中
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室

下水道事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について

電力価格高騰の影響を受けた下水道事業者に対する支援については、各都道府県等に対して、「下水道事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)の活用について」(令和 4 年 12 月 13 日付け、令和 5 年 4 月 5 日付け事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用をご検討いただくようお願いしてきたところです。

今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定されましたが、その中で「重点支援地方交付金」※を追加する旨が盛り込まれました。

従前より、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、下水道事業者についても「地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設」として、電力価格の高騰分などの支援のために重点支援地方交付金を活用いただくことが可能とされています。

下水道事業者においては、下水処理場での水処理の過程やポンプ施設等において多くの電力を消費し、電力価格高騰により事業経費が増大していると考えられるため、使用料収入等による維持が困難な事業において、下水道事業者が負担する電力価格高騰分の支援を受ける場合、地域の実情に応じて本交付金を活用いただくことが可能となっていますので、関係部局と調整の上、重点支援地方交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、内閣府より「重点支援地方交付金」の追加について(令和 5 年 11 月 2 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)が発出されていますので、参考として下さい(別添)。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

※重点支援地方交付金の対象については、従前より措置されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」と基本的に同様の見込みとなります。

(問い合わせ先)
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
管理企画指導室 (濱田・伊手) TEL: 03-5253-8428

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 15 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
各市町村下水道担当部長 殿
(上記、各都道府県経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

適切な下水道管路管理に向けた説明会について（依頼）

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

国土交通省では、下水道管路の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然に防止するため、平成 27 年の下水道法改正において、維持修繕基準を創設し、適切な施設管理の推進に取り組んできたところです。

しかしながら、今般、会計実地検査において、下水道管路施設の下水道法等に基づく法定点検が適切に行われていない事態や点検結果等を記録し保存していない事態等が確認されたため、令和 5 年 9 月 20 日付事務連絡「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」により、法定点検箇所の把握と点検の実施等について依頼したところです。

また、国土交通省では、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、「管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合」を令和 7 年度までに 100%とすることを目標に掲げ、効率的かつ適切な施設管理の推進に向け取り組んでいるところです。

このたび、適切な下水道管路管理の推進に向けて、地方公共団体を対象とした説明会を下記のとおり開催することとしましたので、ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては管内市町村に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 開催日時

○第 1 回 令和 5 年 11 月 20 日（月）13：30～16：00

（北海道開発局、近畿・中国・四国・九州地方整備局、沖縄総合事務局管内自治体を対象）

（第 1 部）下水道管路の法定点検等に関する説明会について

13 時 30 分～14 時 50 分まで

○国土交通省下水道部

- － 会計検査における指摘事項について
- － 下水道法における維持修繕基準について
- － 樋門・樋管の点検について

○国土交通省国土技術政策総合研究所

- － 腐食するおそれ大きい箇所の設定（考え方）について
- － B-DASH 技術の紹介

○公益社団法人日本下水道管路管理業協会

- － 腐食するおそれ大きい箇所の点検・調査事例について

（第 2 部）下水道管路管理における DX 推進に向けた説明会

15 時 00 分～16 時 00 分まで

○国土交通省下水道部

- － 管路台帳電子化の必要性について
- － マネジメントサイクルについて
- － 下水道 DX の推進について（事例紹介含む）

○公益社団法人日本下水道協会

- － 下水道共通プラットフォーム（すいすいプラットフォーム）について
- － 処理場・ポンプ場の標準仕様について

○第 2 回 令和 5 年 11 月 21 日（火）13：30～16：00

（東北・関東・北陸・中部地方整備局管内自治体を対象）

説明会の内容は第 1 回と同様となります。

2. 開催方法

Microsoft Teams によるオンライン開催とします。

1 団体につき 1 アカウントのみとします（都道府県、政令市は 2 アカウントまで）

※なお、第 1 部と第 2 部で説明会の内容が異なりますが、会議 URL は同様となるため、担当する部署等が異なる場合には、適宜、入退出をお願いいたします。

Teams のアカウント数に上限があるため、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【会議 URL】 Microsoft Teams

○第1回 令和5年11月20日（月）13：30～16：00

[https://teams.microsoft.com/l/meetup-](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_OWY0YWIwYTAtMTYyMC00YTJkLTg5NWEtOTU4MGJiYjU3YWJk%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

[join/19%3ameeting_OWY0YWIwYTAtMTYyMC00YTJkLTg5NWEtOTU4MGJiYjU3YWJk%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_OWY0YWIwYTAtMTYyMC00YTJkLTg5NWEtOTU4MGJiYjU3YWJk%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

[b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_OWY0YWIwYTAtMTYyMC00YTJkLTg5NWEtOTU4MGJiYjU3YWJk%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

会議 ID: 423 901 800 130

パスコード: DsSmSG

○第2回 令和5年11月21日（火）13：30～16：00

[https://teams.microsoft.com/l/meetup-](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZTliMmNhMGEtMmZjMC00NzY4LTg0ZjItN2RkZDlkNmFiNjJi%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

[join/19%3ameeting_ZTliMmNhMGEtMmZjMC00NzY4LTg0ZjItN2RkZDlkNmFiNjJi%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZTliMmNhMGEtMmZjMC00NzY4LTg0ZjItN2RkZDlkNmFiNjJi%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

[b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZTliMmNhMGEtMmZjMC00NzY4LTg0ZjItN2RkZDlkNmFiNjJi%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22cdec79b4-6c91-4d03-bccf-b473d5a597a2%22%2c%220id%22%3a%22c5ab807f-553d-4495-bea9-d123d756d5af%22%7d)

会議 ID: 464 182 464 924

パスコード: 9LL4Nt

3. 注意事項

「1. 開催日時」にあるように、上記ブロックでの開催日でのご参加を原則としますが、やむを得ず参加日を変更したい場合は、整備局等を通じて「4. 問い合わせ先」にあらかじめご相談ください。

4. 問い合わせ先

- ・各地方整備局等 下水道担当部署

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 21 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その１）について (令和 5 年 1 月 1 4 日静岡県伊東市発注工事に伴う死亡事故)

本年 1 1 月 1 4 日、静岡県伊東市発注のマンホール更生工事において、作業員 1 名がマンホール内に入り、マンホール管口部に設置していた止水プラグの調整作業を完了し地上に出ようとしたところ、硫化水素中毒の疑いにより倒れ、別の作業員 1 名がマンホール内に入り救助しようとしたが、孔内が狭小で身動きが取れなかったため救助できず、作業員 2 名の内、当初から入孔していた 1 名が死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、発生原因および再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内作業等を行う場合において、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）に基づき、安全管理の徹底をお願いします。

※「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月）

<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

下水道の改築工事に伴う死亡事故（R5.11.14 静岡県伊東市）

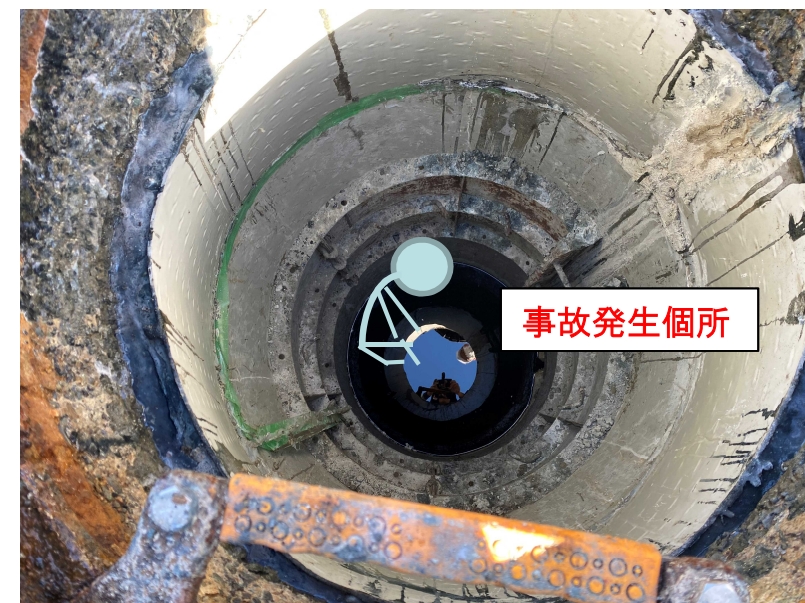
- 発生日：令和5年11月14日(火) 午後2時05分頃
- 発生場所：静岡県伊東市松原湯端町 地内
- 報道：あり
- 工事概要：マンホール更生工（複合マンホール更生工法）
1号マンホール 2箇所
- 事故内容：マンホール更生工事において、深さ約3mのマンホール内で止水プラグの調整作業をしていた作業員Aが、マンホールから出孔する途中で急にマンホール内に転落した（意識なし）。作業員Bが孔内に入って救助を試みたが、孔内が狭小で身動きが取れなかったため救助できず、その場に留まり作業員Aを介抱し救助隊の到着を待った。現場に到着した救助隊員が作業員AとBを救出し、救急搬送されたが、作業員Aは、病院にて治療が行われたものの同日中に死亡が確認された。また、病院に搬送された作業員Bは診断の結果異常が無く、同日中に帰社した。

※作業員Aの死因は硫化水素中毒の可能性が高いが現在調査中

【位置図】



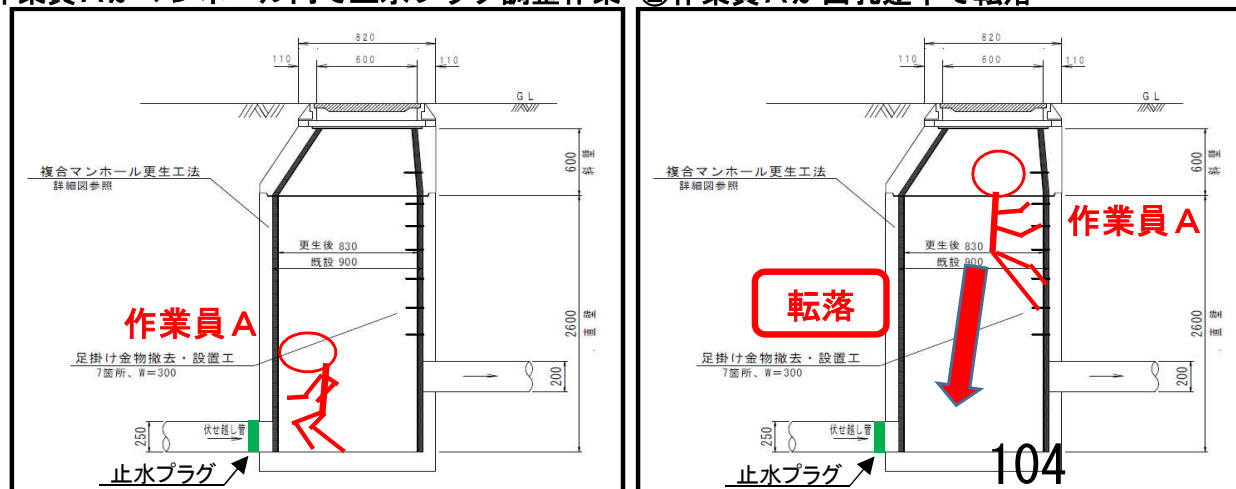
【状況写真】



マンホールから出る寸前に転落したことを、地上にいた作業員Bが確認。

【状況図】〔断面図〕

- ①作業員Aがマンホール内で止水プラグ調整作業 ②作業員Aが出孔途中で転落



都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 264 について
（令和5年10月分）

1. 維持管理作業事故

令和5年10月は4件（死亡：0件、負傷：4件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ同数でした。

負傷事故の事例として、作業のためマンホール内に入孔し、踊り場へ移動する際に足を滑らせマンホール最下段まで落下し負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和5年10月は11件（死亡：0件、負傷：8件、物損：3件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は3件増加しました。

負傷事故の事例として、沈砂池設備の更新のため、機器据付用足場組立作業の助成作業を地上部で行っていたところ、地上部から沈砂池内の足場に転落し負傷する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和5年10月は5件（水質事故：3件、その他案件：2件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は2件増加しました。

その他案件の事例として、汚泥の固形燃料化施設において、火災が発生する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事務担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

上村 : uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 5 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 5 年 10 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和5年10月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)	18 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)	18 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)						—	—
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)						33 (38)	33 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (8)	8 (7)						33 (43)	33 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)	25 (36)	33 (43)						—	—
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (5)	0 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)	6 (11)	12 (11)						51 (59)	51 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)	6 (11)	12 (11)						51 (64)	51 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)	39 (53)	51 (64)						—	—

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和5年10月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	2 (3)						7 (10)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)						2 (3)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)	0 (1)	1 (1)						7 (8)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)						2 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)						1 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (0)						3 (3)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (3)						10 (9)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						2 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						2 (4)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (20)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (2)						10 (5)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	1 (0)						2 (6)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						0 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)						1 (2)
	5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)						4 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)						0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)						0 (3)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)
被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)						2 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)						2 (4)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)						15 (16)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)						15 (16)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)						18 (21)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)						-

(単位:人)

※()書きは、前年度(令和4年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和5年10月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
10月										
1	R5.10.12	3. 一般市	マンホール	①墜落・転落	マンホール内の浚渫作業完了写真の撮影のため入孔し、足掛金物から踊り場へ移動しようと、墜落制止用器具をステップから外し、付け替える際に足を滑らせ転落し負傷した。	・セーフティブロックを使用し落下防止を図る。 ・墜落制止用器具は、フックが2本式の器具を使用し、必ず1本のフックを固定物に掛けることとした。	委託業者	59	男	頭蓋骨骨折、脳挫傷・脳出血
2	R5.10.20	1. 都道府県	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	脱水機内に汚泥が詰まり、停止した汚泥脱水機の復旧作業中に、Vベルトとブリーの間に、左手を巻き込み負傷した。	・作業標準に定める手順と異なり、作業効率を優先しVベルトカバーを外していたため、作業標準の徹底、安全教育を実施。 ・Vベルトに触れずに作業ができるよう治具を導入することとした。	委託業者	26	男	左薬指骨折、中指、小指打撲
3	R5.10.25	4. 町村	管渠	⑤転倒	下水道水管橋下部の点検作業中に斜面を歩いていたところ、滑って転倒し、左足を鉄製フランジに強打し負傷した。	・鉄製フランジにはカラーコーンを設置し接触防止を図った。 ・今後、フランジの切断を実施予定。	委託業者	43	男	左足脛部開放骨折
4	R5.10.27	1. 都道府県	マンホール	①墜落・転落	人孔内部調査中に一段目スラブ上のグレーチングに乗った際に、腐食により脆くなっていたグレーチングが破損しマンホール最下部までの高さ約5mを水面まで落下し、落下時にグレーチング破損部に左腕があたり負傷した。昇降時は墜落制止用器具を使用していたが、横方向に移動する際にはフックを使用していなかった。	・墜落防止用器具とともにセーフティブロックを使用する。 ・グレーチングの点検、交換を実施する。 ・本件マンホール以外においてもマンホール内に入る際は、グレーチング状況の点検と劣化が生じていないか確認を行う。	委託業者	23	男	左腕裂傷

☒ : 死亡事故 ☐ : 負傷事故

3.工事事務 (令和5年10月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)	3 (1)	3 (3)						14 (11)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)	1 (2)	3 (1)						20 (17)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)	5 (5)	5 (4)						26 (26)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)						2 (4)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (1)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)						62 (59)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)	7 (7)	9 (6)						43 (35)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)						2 (7)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)						1 (3)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (1)						5 (4)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)						8 (6)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)						3 (4)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)						62 (59)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (5)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)						33 (38)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	1 (2)	2 (2)						7 (9)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)	0 (0)	2 (4)						6 (13)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)						4 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)						6 (3)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)						3 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)						2 (1)
	7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (2)
	8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)						2 (3)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)						1 (3)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)						0 (2)
	物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)						28 (16)
	12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)						28 (16)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)						61 (59)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (5)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (9)	8 (7)						35 (39)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (9)	8 (7)						35 (44)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)	27 (37)	35 (44)						-

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和5年10月末時点

NO.	発生日年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
10月										
1	R5.10.6	3.一般市	1.管きょ開削	とび・土工	翌日作業準備のため、資機材ヤード内で4t平ボディ上(荷台上)で、リーダーレス杭打機のアタッチメント(バイプロ機)と架台を接合するための吊作業をしていたところ、架台の格納ピンとアタッチメントの隙間に左手が入り込み、吊荷が落ちた衝撃で左手が滑り、左手中指第1関節を負傷した。	資機材ヤード内	2.はさまれ・巻き込まれ	40	男	左手中指第1関節先端切断
2	R5.10.10	3.一般市	1.管きょ開削	切断作業	会社資材倉庫において、代替駐車場の車止めに使用する枕木(バタ角)を丸鋸用いて切断していたところ、刃の安全カバーを元に戻そうと右手でカバーを持ち上げた際に、誤って左手指先が刃に接触し負傷した。	資材倉庫内	4.切れ・こすれ	65	男	左手人先指先の切断
3	R5.10.11	2.政令市	4.管きょその他	掘削作業	取付管の布設替え作業に伴い、支障となる地下埋設電線管について、前日に電線管理者と受注者で立会を行い、「廃止されている管のため、切断撤去してよい」との判断であったことから電線管の切断作業を実施したところ、隣接ビルに送電されている電線であったことが判明し、対象ビル(1棟)の一部に停電が生じた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	電線管切断
4	R5.10.17	3.一般市	1.管きょ開削	後片付け	後片付け作業中、安全確認を行ったのちバックホウを後退させていたところ、その動きに気付かずバックホウの後部に移動してしまった罹災者が、キャタピラに左足を巻き込まれてしまい負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	73	男	左足首骨折
5	R5.10.18	1.都道府県	1.管きょ開削	資材運搬	3tダンプにて資材運搬していたところ、道路を左折する際にダンプ運転手の確認不足により、ダンプが歩行者(第3者)の右足に接触してしまい、負傷した。	現場外	8.交通事故	12	女	右足かかとの腫れ・内出血
6	R5.10.18	2.政令市	1.管きょ開削	荷下ろし	アスファルト合材を積載したダンプトラックの現場到着後、運転手がアスファルト合材に掛けてあるシートを外すために荷台へ昇ったところ、アスファルト合材の付着防止のために塗布してある油脂類が靴裏に付着しており、ダンプトラックから降りる際に足元を滑らせ、梯子に接触し負傷した。	現場内	1.墜落・転落	29	女	左膝内側の打撲・裂傷
7	R5.10.22	1.都道府県	1.管きょ開削	-	工事進捗に伴い、ポストコーンの台座を一時的に残置していたところ、自転車で通行した男性(第3者)が残置していた台座に乗り上げ、転倒し負傷した。	現場内	5.転倒	77	男	擦過傷
8	R5.10.26	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	φ200汚水管布設後の配水管本設作業に伴い、バックホウで掘削作業を行っていたところ、ガス供給管の埋設シートが無く、引き込み明示シールも土砂に埋まっており不明な状況であったことから、路床内にGL-700mmで埋設されていたガス供給管(PEφ30)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
9	R5.10.27	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削作業	撤去管路掘削中に、バックホウでUR団地17号棟のガス供給管(φ50mm)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の損傷
10	R5.10.28	2.政令市	6.処ボ機械電気	設備更新	沈砂池設備の更新のため、機器据付用足場組立作業の助成作業を地上部で行っていたところ、地上部から沈砂池内の足場に転落した。	現場内	1.墜落・転落	20	男	顎骨折、切傷、左肺に穴、左手小指骨折
11	R5.10.30	3.一般市	1.管きょ開削	大型土嚢作成作業	仮締切に使用する大型土嚢作成中において、2点吊りの円筒状の大型土嚢作成機(重量約160kg)の1点のフックが外れ、大型土嚢が振れてしまったことから、作製器の側にいた罹災者が接触し、後方に弾き飛ばされ背中から転倒し負傷した。	現場内	6.激突	53	男	骨折(背骨)



:死亡事故



:負傷事故



:物損事故

4.水質事故等 (令和5年10月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)						24 (23)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)	19 (20)	24 (23)						-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)						6 (4)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)						2 (9)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (0)	4 (2)						16 (9)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)						24 (23)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (2)						11 (10)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)						8 (1)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	3 (0)						4 (5)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)						1 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (2)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)						24 (23)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (0)						13 (6)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (0)	0 (2)						6 (7)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)						5 (10)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)						24 (23)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)						0 (3)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)						0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)						1 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (3)						3 (3)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (0)	2 (0)						17 (9)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)	4 (0)	3 (3)						21 (19)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)						3 (4)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)						24 (23)
	状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
② 耐用年数以内		1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (4)
③ 天災等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
合計		1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (4)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年10月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
10月							
1	R5.10.6	3.一般市	処理場	その他案件	—	汚泥の脱水乾燥システムを運転中に配管内のガス温度に異常が発生し、配管の一部が発火、赤熱化した。 循環ブロワの能力低下、循環ブロワ軸封部からの循環ガス漏れにより乾燥機内の実風量が低下したことにより、乾燥機内に脱水汚泥が堆積し、堆積した汚泥の一部に熱風が当たり続けたことで発火、発火した汚泥が気流に乗り配管に排出され、配管フレキの発火、配管の赤熱化に繋がった。	・原因調査結果を踏まえて再発防止策を検討中。
2	R5.10.15	3.一般市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	処理場内における送風機全2台中のうち、1号機が故障し、修繕を手配中に2号機も故障してしまい、沈殿及び塩素消毒による一次処理により簡易放流をした。	・沈殿及び塩素消毒による一次処理により放流を行った。 ・1号機の交換を10月20日に行い、水処理運転を再開した。
3	R5.10.18	3.一般市	マンホール	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	管路の一部が、硫化水素により破損し、土砂の流入により閉塞したことで近傍マンホールから汚水が溢水した。	・仮設配管による応急復旧を実施し、流出汚水の吸引、洗浄を行った。 ・その後、腐食対策として、VU管による本復旧を実施。
4	R5.10.23	1.都道府県	処理場	その他案件	—	固形燃料化施設の汚泥乾燥機で、汚泥投入口が汚泥により閉塞したため、汚泥を取り除くため点検口を開放したところ、空気が流入し、乾燥機内に付着した乾燥汚泥の参加反応が進み、火災が発生した。	・当日中に消防による消火活動が行われ鎮火。 ・施設復旧とともに、原因調査を行い、調査結果を踏まえて、乾燥機の運転作業マニュアルを改定し周知徹底を図った。 ・乾燥汚泥の付着、堆積を防ぐため、清掃頻度を設定するとともに、内部温度管理の基準を厳格化した。
5	R5.10.27	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールポンプ制御盤ボックスにカエルが侵入し、制御盤がショートしたことにより、マンホールポンプが停止し、汚水が溢水した。	・制御盤の復旧を行い、ポンプを再稼働し、流出汚水の洗浄、消毒を実施した。 ・制御盤に隙間等はなく発生前日の点検時にカエルが侵入した可能性が高いため、制御盤点検の作業終了時に小動物侵入等の確認を徹底する。

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 29 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その２）について （令和５年１１月２２日高知県高知市発注の工事に伴う死亡事故）

本年１１月２２日、高知県高知市発注の開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置が困難であったことから、作業員が重機で岩をはつり、掘削底面（掘削深約 3.2m）まで掘削した後、軽量鋼矢板を設置するため、掘削底面の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋もれ、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

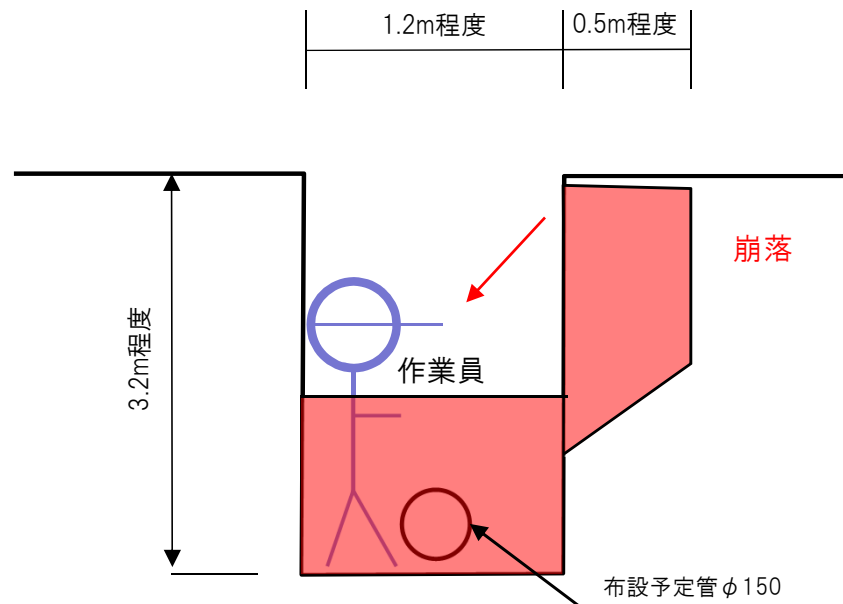
本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

下水道工事における岩塊崩落事故（R5.11.22 高知県高知市）

- 発生日時： 令和5年11月22日(水) 午前11時15分頃
- 発生場所： 高知県高知市福井町 地内
- 報道： あり
- 工事概要： 下水道管布設工事 開削工 L=656.4m 他
- 事故内容： 開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置が困難であったことから、重機で岩をはつりながら、掘削底面（掘削深約3.2m）まで掘削した。その後、軽量鋼矢板を設置するため、作業員が電動工具で掘削底面の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋まった。
別の作業員により救助され、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【状況図】



【位置図】



【状況写真】



側面の岩塊が崩落し、作業員が埋められた。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 265 について
（令和 5 年 11 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 5 年 11 月は 2 件（死亡：0 件、負傷：2 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 1 件増加しました。

負傷事故の事例として、ポンプ場内の樹木に登り、枝の剪定中に足掛かりにしていた枝が折れ、地上まで落下し負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和 5 年 11 月は 13 件（死亡：2 件、負傷：8 件、物損：3 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 2 件増加しました。

既に全国の下水道管理者の皆様には注意喚起させていただきましたが、2 件の死亡事故が発生しています。

1 つは、マンホール更生工事において、作業員 1 名がマンホール内に入り、マンホール管口部に設置していた止水プラグの調整作業を完了し地上に出ようとしたところ、硫化水素中毒の疑いにより倒れ、死亡するという事故が発生しました。

また、もう 1 件は、開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置が困難であったことから、作業員が重機で岩をはつり、掘削底面（掘削深約 3.2m）まで掘削した後、軽量鋼矢板を設置するため、掘削底面の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋もれ、死亡するという事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 5 年 11 月は 3 件（水質事故：3 件、その他案件：0 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ同数でした。

水質事故の事例として、中継ポンプの故障により、近傍マンホール内の水位が上昇しましたが、ポンプの異常警報を発する遠隔監視装置の有線設備も断線していたことで、水位上昇の発覚が遅れ溢水する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

上村 : uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 5 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 5 年 11 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和5年11月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)	20 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)	20 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)					—	—
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)					2 (5)	2 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)					41 (47)	41 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	10 (9)					43 (52)	43 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)	25 (36)	33 (43)	43 (52)					—	—
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)					2 (5)	2 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	10 (10)					61 (69)	61 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	12 (10)					63 (74)	63 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)	39 (53)	51 (64)	63 (74)					—	—

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和5年11月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	2 (3)	1 (0)					8 (10)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					3 (3)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)					7 (9)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)					2 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)					1 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)					3 (3)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (3)	1 (1)					11 (10)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					3 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)					2 (4)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (21)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)					11 (6)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)					2 (6)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)					0 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)					1 (2)
	5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)					4 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					1 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)					0 (3)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)					2 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)					2 (4)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)					17 (17)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)					17 (17)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)					20 (22)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)					- -

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和5年11月末時点

NO.	発生日月	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
11月										
1	R5.11.11	2. 政令市	ポンプ場	①墜落・転落	ポンプ場内の高木剪定中に、移動しようと墜落制止用器具のフックを外した際に、足掛かりにしていた枝が折れ、約6mの高さを転落し負傷した。	・再発防止対策会議を実施し、事故事例を周知した上で、KY活動時においても注意喚起を行う。 ・造園用巻き付けロープを使用し、フルハーネス及び二丁掛けの墜落制止用器具により、安全を確保する。 ・事前に樹木状態を調査し、作業計画を定め、枝折れ等の危険性が懸念される場合には高所作業車を利用する。	委託業者	48	男	頸椎骨折、両肩骨折
2	R5.11.21	1. 都道府県	処理場	⑨感電	高圧受変電設備の精密点検時に盤内の清掃作業を行っていた際、誤って通電している高圧線に接触し負傷した。	・作業範囲に充電、停電箇所が混在する盤は作業開始前に作業員全員で確認を行う。 ・盤内に充電と停電の台座が混在する場合には、充電中の台座に「充電中」の表示を行う。 ・作業員は作業前に検電を徹底し、責任者又は副責任者は作業員が検電していることを確認する。	委託業者	52	男	感電(電撃症)

 : 死亡事故  : 負傷事故

3.工事事故 (令和5年11月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)	3 (1)	3 (3)	0 (2)					14 (13)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (2)					22 (19)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)	5 (5)	5 (4)	10 (6)					36 (32)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)					3 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (1)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)					75 (70)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)	7 (7)	9 (6)	9 (6)					52 (41)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)					2 (7)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)					1 (4)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (2)					6 (6)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)					9 (6)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (2)					5 (6)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)					75 (70)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)					2 (5)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					1 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					1 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)					41 (47)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	1 (2)	2 (2)	2 (0)					9 (9)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)	0 (0)	2 (4)	3 (3)					9 (16)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)					5 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (1)					6 (4)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)					3 (3)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)					3 (1)
	7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)					1 (3)
	8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (0)					2 (3)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					1 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (2)					2 (5)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)					0 (2)
	物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)					31 (18)
	12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)					31 (18)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	11 (11)					72 (70)

(単位:人)

被災者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)					2 (5)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	8 (9)					43 (48)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	10 (9)					45 (53)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)	27 (37)	35 (44)	45 (53)					- -

※() 書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和5年11月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
11月										
1	R5.11.1	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	下水道管埋設に伴うガス供給管の試掘工事において、人力掘削で作業を進めていたが、バックホウ0.2mでダンプに土砂を積込む際に、誤って供給管φ30にバケットが接触し損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
2	R5.11.1	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	取付管接続に伴い掘削作業を行っていたところ、掘削部(深約0.8m)へ降りる際に、誤って足を滑らせてしまい、路面から掘削部へ転落し負傷	現場内	1.墜落・転落	60	男	右大腿骨骨幹部骨折
3	R5.11.3	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	下水道管を布設後、埋戻し作業時(改良土を投入)の際に、バックホウのバケットがガス供給管に接触し、当初はガスの臭いがしなかったが後日ガス管理施設所を再掘削したところ、ガス供給管付近から臭いがしたため、ガス管の復旧作業を実施。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管の破損
4	R5.11.8	3.一般市	1.管きょ開削	表層作業	表層転圧作業中、ロードローラーが後進した際、交通誘導を行っていた罹災者の右足を踏み、負傷した。	現場内	6.激突	68	男	(右足)第2・第3・第4の末節骨、第3・第4の中足骨を骨折
5	R5.11.14	3.一般市	4.管きょその他	止水プラグ調整作業	マンホール更生工事において、作業員1名がマンホール内に入り、マンホール管口部に設置していた止水プラグの調整作業を完了し地上に出ようとしたところ、硫化水素中毒の疑いにより倒れるという事故が発生。別の作業員1名がマンホール内に入り救助しようとしたが、孔内が狭小で身動きが取れなかったため救助できず、作業員2名の内、当初から入孔していた1名の死亡を確認。	現場内	14.その他	39	男	死亡
6	R5.11.14	3.一般市	1.管きょ開削	撤去作業	掘削範囲に老朽管で撤去予定の水道管(φ200mm)が布設されており、撤去作業を実施していたが、水道管(φ300mm)と接続された撤去してはならない水道管(φ200mm)を誤って撤去しようとしたため、接続部分を損傷させたことにより漏水が発生した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	断水(広報車2台・給水車2台)
7	R5.11.16	4.町村	1.管きょ開削	人孔設置	トラックから鉄板を荷下ろし中、左足を鉄板に挟まれ左足の指を骨折した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	54	男	左足指骨折
8	R5.11.18	3.一般市	5.処ボ土木建築	とび工	2本の柱の間に中間梁を取付ける為にクレーンにて吊下げ、取り合い部を合わせていたが、作業がしづらい為、被災者は柱の腕部に乗り移り、柱のボルト穴にフルハーネスのランヤードフックを掛けた。その後、ボルト連結部にボルトを挿入しようとしたが合わなかった為、一旦中間梁を吊り上げた。その後すぐに単管で仮固定していた柱が倒れ、柱と共に約3.8mから転落し負傷した。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	60	男	右手負傷
9	R5.11.20	3.一般市	6.処ボ機械電気	配管工	配管の支持金具を取り付けるため移動式足場(ローリングタワー)を設置し、はしごを昇っていた際に、はしごでは無い中棧を誤って掴んだところ、中棧が外れて1.5mの高さから墜落し左足の踵を負傷した。	現場内	1.墜落・転落	57	男	左踵骨骨折(全治3か月)
10	R5.11.22	3.一般市	1.管きょ開削	土留め設置	開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置ができなかったことから、重機で岩をはつりながら、掘削底面(掘削深約3.2m)まで掘削した。その後、軽量鋼矢板を設置するため、作業員が電動工具で底面端部の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋まった。別の作業員により救助され、緊急搬送されたが、死亡が確認された。	現場内	7.土砂崩壊	63	男	死亡
11	R5.11.24	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	建込簡易土留内にてマンホール削孔予定箇所の人力掘削作業中に、同会社社員の運転するバックホウのバケット背面に被災者の左胸部が接触し、肋骨を負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	40	男	左胸部肋骨2本骨折
12	R5.11.28	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	コンクリートのはつり作業中において、安全靴を着用して作業していなかったことから、プレーカーを右足の甲に落とした際に右足薬指を負傷した。	現場内	3.飛来・落下	32	男	右足薬指骨折
13	R5.11.29	2.政令市	6.処ボ機械電気	車両誘導	仮設資材搬入のため、資材搬入口で搬入トラックが後退していたところ、誘導を行っていた作業員の左腕が車体後部アオリと壁の間に挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	25	男	左上腕挫減創、左上腕三頭筋筋断裂

 : 死亡事故
 : 負傷事
 : 物損事故

4.水質事故等 (令和5年11月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)					27 (26)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)	19 (20)	24 (23)	27 (26)					-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)					6 (4)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)					3 (9)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (0)	4 (2)	1 (2)					17 (11)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)					1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)					27 (26)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (1)					11 (11)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)					10 (2)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	3 (0)	1 (0)					5 (5)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)					1 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)					0 (3)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)					27 (26)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (1)					14 (7)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (0)	0 (2)	2 (1)					8 (8)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (1)					5 (11)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)					27 (26)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)					1 (3)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)					1 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (3)	0 (1)					3 (4)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (2)					19 (11)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)	4 (0)	3 (3)	3 (3)					24 (22)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)					3 (4)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)					27 (26)
	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
状況分類	② 耐用年数以内	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)					1 (6)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)
	合計	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)					1 (6)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計

※() 書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年11月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
11月						
1	R5.11.7	4.町村	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	中継ポンプの故障が発生したが、遠隔監視装置の電話線が断線しており、自動通報がされずに、マンホール内汚水の水位が上昇し溢水した。 ・応急対策として、自動運転ポンプの手動操作により排水作業を再開した。 ・遠隔監視装置の通信環境を見直し、有線式から無線式への変更を検討中。
2	R5.11.18	2.政令市	処理場	水質事故	①悪質下水の流入（放流水質が基準に不適合）	処理場流入水に電気メッキ工場の排水に由来すると想定されるシアン含有の悪質下水が流入した。 ・応急対策として、PAC投入量を増加させ対応。 ・処理区域内の電気メッキ事業者複数社に立ち入り調査を実施し、原因者は特定できなかったが、メッキ液及び排水の取扱いについて注意喚起を行った。
3	R5.11.20	3.一般市	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	飲食店から排出された油脂類により管路閉塞が起こり、近傍のマンホールより汚水が溢水した。 ・当日中に閉塞原因物質である油脂類を除去し、溢水を解消した。 ・原因者に対して除害施設の確認と適切な管理指導を実施した。
12月						
1	R5.11.7	4.町村	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	中継ポンプの故障が発生したが、遠隔監視装置の電話線が断線しており、自動通報がされずに、マンホール内汚水の水位が上昇し溢水した。 ・応急対策として、自動運転ポンプの手動操作により排水作業を再開した。 ・遠隔監視装置の通信環境を見直し、有線式から無線式への変更を検討中。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 9 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和 6 年能登半島地震に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」（令和 6 年 1 月 5 日付け国不建第 1 4 4 号－2）が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、適切に取り扱われるよう宜しくお願いいたします。

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和6年能登半島地震に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、下記のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止命令

同約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされていますが、一般の災害により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に当該工事の一時中止を指示するようお願いします。

（２）当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

同約款第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは工事を中止させることができることとされていますが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠です。このため、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であって、かつ、その工事等に速やかに着手できる建設企業が見受けられず、被災していない施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いします。

また、上記（１）及び（２）の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願いします。

２．応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（１）前金払（中間前金払）の適切な実施

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要です。

このため、関係地域の各発注者におかれては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、例えば概算の見積金額の一部の前金払及び保証事業会社における必要な保証の引受けが可能ですので、その活用について積極的なご検討をお願いします。

なお、概算の見積金額の一部を前金払する場合には、当該見積金額のほか、前金払の額、工事名（案件名等）、請負契約日（協議成立日等）、工期（暫定期間等）を確認できる書類が必要となりますので、各発注者の事情や従来のご取扱い等に応じて、受注

者との間で必要な書類を取り交わしていただくよう、お願いします。（国土交通省の直轄事業においては、別添１によることとしています。）

（２）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、別添２のとおり保証事業会社に対して、保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化を要請しています。この一環として、受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ急を要する場合には、保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

（参考）

- ・「災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（別添１）
- ・「令和６年能登半島地震による災害復旧事業等における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）」（別添２）

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長

災害発生時の入札・契約等に関する対応について

災害発生時の入札・契約等に関する対応の留意点等については、「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和 3 年 4 月 22 日付け国会公契第 4 号、国官技第 58 号、国官総第 6 号、国営管第 58 号、国営計第 18 号、国港総第 46 号、国港技第 5 号、国空予管第 42 号、国空空技第 19 号、国空交企第 14 号、国北予第 10 号）により「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）として周知しているとともに、災害復旧や復興に当たっての入札契約方式の選定については、「災害復旧における適切な入札方式の適用ガイドライ

ンについて」（以下「ガイドライン」という。）（平成 29 年 7 月 7 日付け国
地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号。令和 3 年 5 月 13 日最終改
正。）に基づき運用されているところである。

災害発生時においては、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の
迅速かつ確実な執行が求められることから、災害復旧に関する工事や業務の入
札・契約等について、マニュアル及びガイドラインの内容を踏まえた対応をお
願いする。

国 不 建 第 1 4 3 号
令 和 6 年 1 月 4 日

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 和泉 晶裕 殿

東日本建設業保証株式会社

取締役社長 原田 保夫 殿

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 菱田 一 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和 6 年能登半島地震による災害復旧事業等
における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）

令和 6 年能登半島地震は、北陸地方を中心に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要ですが、一方で、被災地においては交通・郵便事情等が回復していないこと等により、前払金の保証に関する事務処理が混乱し、ひいては災害復旧事業等の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。

このため、被災地における災害復旧事業等に係る前払金保証の事務処理については、下記の事項に十分留意のうえ、その迅速化・弾力化を図り、災害復旧事業等の円滑な実施の確保に特段のご協力をいただくようお願いします。

記

1. 前払金保証契約の締結や前払金の払出手続きに必要な証憑書類が滅失等している場合には、それに代わる書類の請求や発注者等関係者への確認等を弾力的に行うことにより、前払金の適正な使用を確保しつつ、迅速かつ柔軟な事務処理に努めること。
2. 前払金の払出しに際し、交通事情、郵便事情の悪化等により、必要書類の持参等に支障が生じている場合には、前払金の適正な使用を確保しつつ、適宜電話での聴取により対応するなど、受注者の便宜を図るよう努めること。
3. 受注者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付するなど、受注者の置かれた状況を踏まえ、前払金保証の迅速化、円滑化に向けて適切な対応を行うこと。

事務連絡
令和 6 年 1 月 10 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その２の２）について （令和５年１月２２日高知県高知市発注工事に伴う死亡事故）

昨年１月２２日、高知県高知市発注の開削工法による下水道管の新設工事において、路盤下から岩盤層が確認され、軽量鋼矢板の先行設置が困難であったことから、作業員が重機で岩をはつり、掘削底面（掘削深約 3.2m）まで掘削した後、軽量鋼矢板を設置するため、掘削底面の整形作業をしていたところ、側面の岩塊が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋もれ、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・路上から重機で岩盤を取り壊していたが、大型の重機を使用していたため、掘削断面の隅々まで重機による取り壊しができなかったこと。
- ・軽量鋼矢板を直立して設置するため、土留め設置前に掘削断面内に立ち入り、掘削底面の整形作業を実施したこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順と通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

開削工法による下水道管の新設工事において、路面より15cm程度から岩盤が確認され、当初設計どおりに掘り進めながら軽量鋼矢板を設置することが困難となった。

そのため、重機の使用により掘削底面（掘削深約3.2m）まで先行掘削し、崩落防止が目的の軽量鋼矢板を後から設置する作業方法とした。

しかしながら、軽量鋼矢板を直立して設置するため、作業員が掘削断面内に立ち入り、電動工具で底面の整形作業を実施していたところ、側面の岩盤が崩落し、作業員が胸から腰付近まで埋まった。

その後、別の作業員により救助され、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【事故発生原因】

- ・ 路上から重機で岩盤を取り壊していたが、大型の重機を使用していたため、掘削断面の隅々まで重機による取り壊しができなかったこと。
- ・ 軽量鋼矢板を直立して設置するため、土留め設置前に掘削断面内に立ち入り、掘削底面の整形作業を実施したこと。

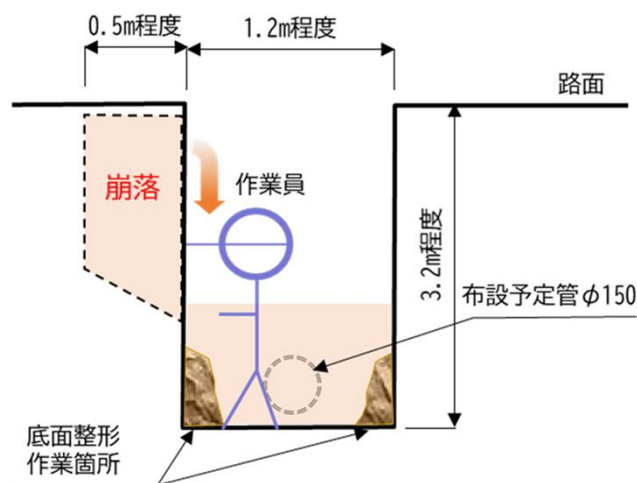
【再発防止策】

- ・ 軽量鋼矢板が先行設置できない岩盤掘削箇所への対応としては、路上から底面整形作業が可能となる小型の重機を使用し、掘削作業や底面の整形作業は、路上から全て重機で実施する。
- ・ 掘削完了後に吊り込むだけで安全が確保できるユニット型の土留め製品を使用し、安全が確保された後に作業員が掘削断面内に立ち入ることを徹底する。

【平面図】



【状況図】



【状況写真】



側面の岩塊が崩落し、作業員が埋められた。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 11 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準等におけるデジタル原則を踏まえた対応について

デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、令和 4 年 12 月デジタル臨時行政調査会において、国が定める法令・通知等による規制を対象として「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されたところである。

当該工程表のうち「下水道法施行規則第 17 条の 10 第 1 号」及び「下水道法施行規則第 17 条の 4」についてはデジタル技術の活用について明示されていないことを理由として、対応が必要とされた。

このような指摘を踏まえ、各条項の取扱いを下記の通りとしたので適切に対応されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

記

1. 下水道法施行規則第 17 条の 10 第 1 号（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）について
下水道法第 25 条の 10 に基づき設置される雨水貯留浸透施設の点検については、実施期間及び頻度を指定するものではなく、また、実施方法について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する。
2. 下水道法施行規則第 17 条の 4（管理協定の縦覧に係る公告）について
下水道法第 25 条の 4 に基づき締結される管理協定の公告、縦覧については、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする。

以上

事 務 連 絡
令和6年1月24日

能登地方 6 市町で支援を実施する地方公共団体 下水道主管部局長 殿
(下水道協会 経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

令和 6 年能登半島地震で被災した能登地方 6 市町における
下水道管路の応急復旧のスピードアップについて

これまで、地震時の下水道管路の二次調査については、本復旧の必要性の判断及び災害査定資料作成に必要な情報を得ることを目的として、「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に基づき行われているところであるが、本地震の対応においては上下水道一体となった早期復旧が強く求められているところである。

そのため、下水道管路の応急復旧（応急仮工事を含む）については、上水道の復旧と連携し、給水開始に遅れることなく実施する必要があることから、上水道の復旧状況や通水状況、被災自治体のニーズを把握した上で、管路内の閉塞物の除去作業や仮配管の設置等の応急復旧対応が災害復旧工事に向けた調査より優先される旨、別添のとおり能登地方 6 市町へ事務連絡を発出していますので、参照し引き続き、被災地への支援をお願いする。

(能登地方 6 市町：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)

以上

事 務 連 絡
令和6年1月24日

石川県 下水道担当部長 殿
能登地方 6 市町 下水道担当部長 殿
(石川県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

令和 6 年能登半島地震で被災した能登地方 6 市町における 下水道管路の応急復旧のスピードアップについて

これまで、地震時の下水道管路の二次調査については、本復旧の必要性の判断及び災害査定資料作成に必要な情報を得ることを目的として、「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に基づき行われているところであるが、本地震の対応においては、上下水道一体となった早期復旧が強く求められているところである。

そのため、下水道管路の応急復旧（応急仮工事を含む）については、上水道の復旧と連携し、給水開始に遅れることなく実施する必要があることから、上水道の復旧状況や通水状況、被災自治体のニーズを把握した上で、管路内の閉塞物の除去作業や仮配管の設置等の応急復旧対応を、二次調査より優先して実施されたい。

なお、下水道の災害復旧事業の応急工事の範囲については、別添資料の「令和 6 年能登半島地震による災害復旧事業（下水道）に係る効率化等について（通知）令和 6 年 1 月 17 日 総括災害査定官事務連絡」4.その他 1) 応急工事費の範囲も参照し、対応をお願いする。

(能登地方 6 市町：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)

以上

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについては、平成24年3月29日付け国水下企第106号「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」(以下、平成24年通知。別紙参照)にて通知したところである^{※1}。

令和5年6月30日に政府の地球温暖化対策推進本部により地球温暖化対策計画の進捗状況が公表されたところであるが、高効率給湯器の導入における潜熱回収型給湯器の普及は2030年度目標水準を下回っている状況にある^{※2}。

目標達成に向けては、特に既存集合住宅等への潜熱回収型給湯器の普及が求められていることから、潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水の取扱いについては、平成24年通知を参考として改めて検討されたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

※1 平成24年通知「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」は、国土交通省ウェブページにて公表しております。

URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000157.html

※2 : 政府の「地球温暖化対策計画」の進捗状況 (p224-226)

URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/2021/2021_sinchoku.pdf

国 水 下 企 第 106 号
平 成 24 年 3 月 29 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

潜熱回収型ガス給湯器等によるドレン排水の取扱いは地方公共団体毎に異なっており、また、「規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）」において、潜熱回収型給湯器等によるドレン排水の取扱いを自治体が定めるにあたっての参考に資するため、水質や公衆衛生の観点から国がガイドラインを策定することとされています。

国土交通省では、上記を受けて、各地方公共団体における潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水の取扱いの方針や考え方を検討する際の参考に資するためのガイドラインを策定することを目的として、(社)日本下水道協会と共同で、排水設備等制度調査専門委員会（委員長：中坪雄二東京都下水道局施設管理部排水設備課長）の下に、外部有識者からなる潜熱回収型給湯器ドレン排水取扱検討委員会を平成23年度に設置し、その審議の結果、添付のとおり「潜熱回収型ガス給湯器等のドレン排水の取扱い」がとりまとめられました。

各地方公共団体におかれましては、今後ドレン排水の取扱いを定める際に本取扱いを参考として下さい。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知願います。

○問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

T E L : 03-5253-8427 F A X : 03-5253-1596

Email : kanazawa-j2dw@mlit.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 26 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その３）について （令和 6 年 1 月 10 日福岡県北九州市発注の工事に伴う死亡事故）

本年 1 月 10 日、福岡県北九州市発注の側溝新設工事に伴う水道管切り替え工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約 1.35m の掘削穴の中で、作業員が検測をしていたところ、側面の鉋滓塊が崩落し、作業員が崩落した鉋滓塊の下敷きとなり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

下水道工事における鉋滓塊崩落事故 (R6.1.10 福岡県北九州市)

- 発生日時： 令和6年1月10日(水) 午後14時30分頃
- 発生場所： 福岡県北九州市八幡東区清田二丁目地内
- 報道： あり
- 工事概要： 側溝300～500mm他 L=676.20m
- 事故内容： 側溝新設に伴う水道管の切り替えを行うため、元請業者がバックホウにより掘削作業を行った後、掘削箇所（深さ1.35m）に水道工事業業者（下請け）の作業員が入り、かがんで検測していたところ、側壁の鉋滓が剥がれ落下。
作業員は鉋滓塊の下敷きとなり死亡した。

【位置図】

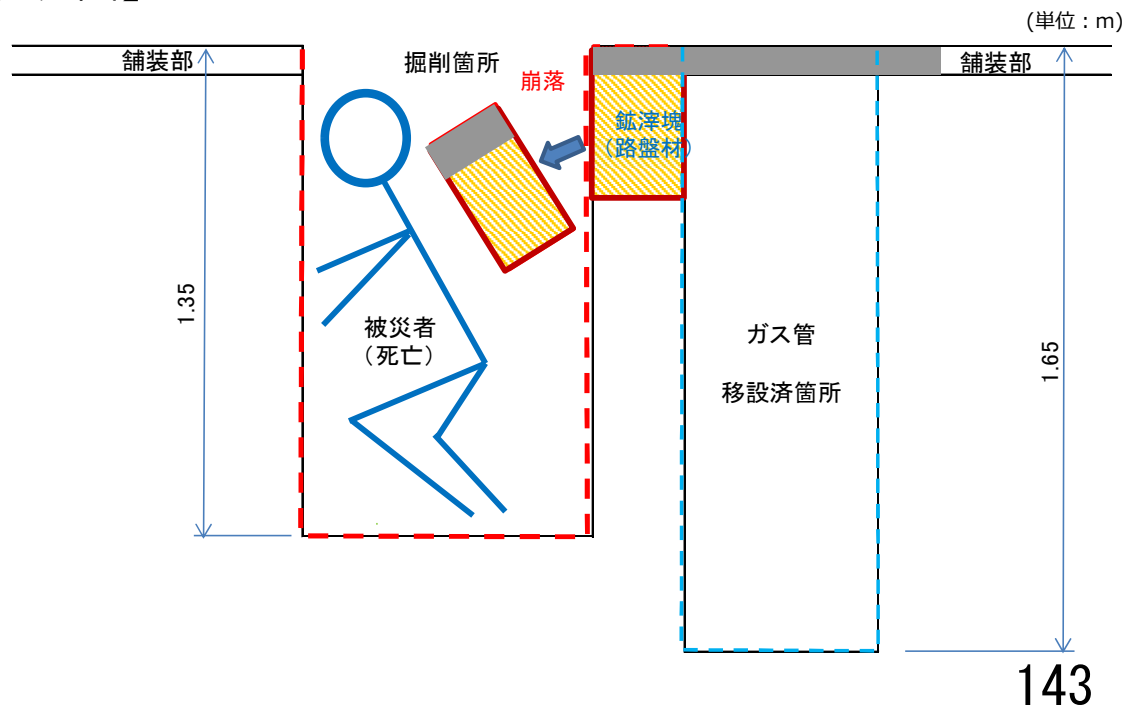


【状況写真】



側面の鉋滓塊が崩落し、作業員が下敷きとなった。

【状況図】



事 務 連 絡

令和6年1月29日

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令市下水道担当部長 殿

（上記 各地方整備局等経由）

各市町村下水道担当部長 殿

（上記 各都道府県経由）

日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

この度、別添のとおり、総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長より公共工事の円滑な施工確保に関して通知が発出されておりますので、参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

総行行第512号
国不入企第24号
令和5年11月30日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け総行行第158号・国不入企第16号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて